

I <投 稿> 障がい者と健常者の逸失利益「命の値段」の格差（読売新聞 2023/3/1 から）

○「難聴の女兒 11 歳『85%』判決」という記事がありました。以下、一部引用します、

「交通事故で亡くなった聴覚障害のある女兒（当時 11 歳）が将来得られたはずの収入『逸失利益』をどう算定するのが妥当かが争われた訴訟で、全労働者の平均賃金の 85%と判断した大阪地裁判決が、注目を集めた。障害者の働く環境ソフト、ハード両面で変化する中、障害者と健常者で差を付けるべきなのか。労働能力を評価する難しさが浮き彫りになった。

逸失利益は事故前の年収から算定されるのが一般的だが、収入のない子どもの場合は平均賃金から導く。原告の両親は全労働者の平均賃金（497 万円）からの算定するよう求めたが、被告側は、聴覚障害者全体の平均賃金（294 万円）をもとにすべきだとし、健常者の約 6 割にとどまると主張した。（略）聴覚障害者の進学や就労が進みコミュニケーションをサポートする音声認識アプリが普及していることを理由に挙げ、将来、平均賃金が上昇すると予測されるとし、全労働者の 85%を導き出した。（略）立命館大学の吉村良一名誉教授（民法）は『司法が「障害＝労働能力が低い」との固定観念にとらわれてはならない。障害者の働き方が広がる状況を踏まえた判断が必要だ』と求める。逸失利益は『命の値段』と例えられる。（略）」

逸失利益（命の値段）に障がい者と健常者に差があることを裁判所が認めた判決です。記事でも指摘されているように、この判断に「①障害＝労働能力が低い」という固定観念が影響していないか、②技術革新が飛躍的に進み、障害者差別解消法や障害者雇用促進法が施行され社会環境は変化していること、③これからの実質的平等・共生社会の実現をめざすこと、を考える必要があると思います。

「逸失利益の男女格差」は、男女雇用機会均等法、男女共同参画法により社会的整備が進んだことで、解消したという判例があります。私たちは、人権基準をアップデートしていく必要があります。

II <お知らせ>

(1) 第 1 回教育部会

日時：4 月 8 日（土）10:00～

内容：学校におけるマスク着脱について

場所：事務局

(2) 第 1 回ジェンダ一部会

日時：4 月 9 日（日）14:00～

内容：森崎和江『からゆきさん』を読む 学習会⑥

場所：事務局

(3) 第 1 回啓発部会

日時：4 月 29 日（土）14:00～

内容：未定

場所：田川市民会館

(4) 全九州水平社創立 100 周年記念集会

日時：5 月 1 日（月）13:30～

場所：福岡市立中央市民センターホール
（福岡市中央区赤坂 2 丁目 5-8）

主催：「全九州水平社創立 100 周年記念集会」福岡県実行委員会

(5) 2023 年度 公益社団法人福岡県人権研究所 定時会員総会

日時：5 月 28 日（日）13:30～

場所：（公財）福岡県人権啓発情報センター（ヒューマンアルカディア）視聴覚研修室
（春日市原町 3 丁目 1-7 JR 春日駅前）

* 2023 年度の研究所主催の講座の開催等の詳細については、ホームページに掲載します。

☆ホームページ

<https://www.f-jinken.com>

〔人権研究所の出版物〕

新谷恭明『校則なんて大嫌い！ー学校文化史のおきみやげー』

久米祐子『子どもから障害児を「分けない教育」の戦後史インクルーシブ教育とはー』

木村政伸『教室の灯は希望の灯 自主夜間中学「福岡・よみかき教室」の二五年 』

関 儀久『感染症と部落問題 近代都市のコレラ体験』

森山沾一・和智俊幸・横田司・坂田美穂『殉義の星と輝かん～百年生きる「解放歌」と柴田啓蔵』

部落史研究部会/史・資料プロジェクト『2020/2021 史・資料プロジェクト報告集「身分」を考える』

木村かよ子「ポストカード」5 種 5 枚セット 500 円

☆お求めは

<https://books-f-jinken.raku-uru.jp/>

☆ニュースのバックナンバーは下記研究所公式サイトでご覧いただけます。

<http://www.f-jinken.com/newsliberacion.html>

◇みなさんの投稿お待ちしております。

ニュース担当：峰

info@f-jinken.com（登録解除はこちらから）

【公益社団法人福岡県人権研究所は、会員の会費で運営されています。】